

情報公開条例の解釈及び運用基準

(平成 13 年 3 月 30 日一部改正)
(平成 14 年 10 月 4 日一部改正)
(平成 15 年 3 月 28 日一部改正)
(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 19 年 10 月 2 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 27 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 28 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

目 次

第 1 章 総 則	
第 1 条 目 的	1
第 2 条 定 義	2
第 3 条 責 務	6
第 2 章 行政文書の開示	
第 4 条 開示請求権	7
第 5 条 開示請求の手續	8
第 6 条 開示請求に対する決定等	9
第 7 条 開示の実施	11
第 8 条 行政文書の開示義務	12
第 1 項第 1 号 法令秘	13
第 2 号 個人情報	14
第 3 号 事業情報	16
第 4 号 犯罪予防等関係情報	17
第 5 号 規制等関係情報	19
第 6 号 意思形成過程情報	20
第 7 号 事務事業支障情報	21
第 2 項 犯罪予防等関係情報（警察予算執行関係文書）	22
第 9 条 部分開示	27
第 10 条 公益上の理由による裁量的開示	28
第 11 条 行政文書の存否に関する情報	29
第 12 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	30
第 12 条の 2 事案の移送	32
第 13 条 手数料等	33
第 13 条の 2 県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	34
第 13 条の 3 公社に対する審査請求	35
第 13 条の 4 審理員に関する規定の適用除外	36
第 14 条 審査会への諮問等	37
第 15 条 諮問をした旨の通知	39
第 16 条 答申の尊重	40
第 17 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續	41

第18条	他の法令による開示の実施との調整	42
第3章	会議の公開	
第19条	会議の公開	45
第4章	情報公開の総合的推進	
第20条	情報公開の総合的推進	46
第21条	情報提供施策等の充実	47
第5章	情報公開審査会	
第22条	設置等	48
第23条	組織	48
第24条	任期	48
第25条	会長	48
第26条	会議	48
第27条	審査会の調査権限	48
第28条	意見の陳述	48
第29条	意見書等の提出	48
第30条	提出資料の写しの送付等	49
第31条	審査請求に関する調査審議の会議の非公開	49
第32条	答申書の送付等	49
第33条	秘密の保持	49
第34条	委任	49
第6章	雑 則	
第35条	行政文書の管理	51
第36条	開示請求をしようとするものに対する情報の提供等	51
第37条	施行の状況の公表	52
第38条	出資団体等の情報公開	53
第38条の2	指定管理者の情報公開	55
第39条	委任	56
第40条	罰則	57

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利及び県の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

〔趣旨〕

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、併せて条例の解釈及び運用の指針となるものである。

〔解釈〕

1 「知る権利」について

地方自治の本旨に基づく住民自治を全うするためには、県の保有する情報は、県民に公開される必要があるとの認識のもと、「知る権利」が情報公開を進める上で果たしてきた役割は高く評価されるべきであり、情報公開の基礎づけのひとつとして、象徴的な意味を持たせて目的に明記したものである。

2 「行政文書の開示を請求する権利」とは、県（実施機関）が保有する行政文書について、当該行政文書の開示を請求する県民の権利を設定するものである。そして、条例で定める要件を満たした行政文書の開示の請求に対しては、実施機関は、当該行政文書の閲覧、視聴、写しの交付その他物品の供与に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

なお、実施機関の行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）に対し、請求者が不服の場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく救済の道が開かれるものである。

3 「県の保有する情報の公開の総合的な推進」とは、行政文書の開示の制度を確立するとともに、情報提供施策や情報公表制度の充実に努めるため、例えば、県の保有する情報を県民にインターネットにより提供する等多種多様な手段により、適切に県の保有する情報を県民に提供することをいう。

4 「説明する責務」について

民主主義の健全な発展のためには、県政を信託した県民に対し、県がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、わかりやすく説明することが不可欠である。この「説明する責務（説明責任）」を全うするための制度が情報公開制度であるとの認識から、県の「説明する責務（説明責任）」を目的に明記したものである。

5 「県政の監視と参加」について

公正で開かれた県政の発展のためには、常に、県の諸活動に対し批判する機会と行政運営への参加の機会が確保されなければならないことから、県民による「県政の監視と参加」を目的に明記したものである。県民が県政を注視し、県に対し説明を求め、又はその説明を聞き、県政に対する意見を形成し、県政が適正に行われることを促すために、その意見を適宜の形で表明することは、公正で開かれた県政の発展には、必要不可欠なものである。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

〔趣旨〕

- 1 本条第1項は、この条例により情報公開制度を実施する機関について定めたものである。
- 2 各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において管理し、執行する義務を負うものである。

〔解釈〕

この条例における「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、警察法（昭和29年法律第162号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）並びに地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）により独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいい、各実施機関の行政組織規則（昭和35年規則第76号）、定款等により定められている本庁各課室、地方機関及び附属機関の全体を含む。

〔運用〕

各実施機関内部における行政文書の開示に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、事務決裁規程等の定めるところによる。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

〔趣旨〕

本条第2項は、この条例の対象となる「行政文書」の範囲を定めたものであり、行政文書概念をその形態及び文書事務の面から明らかにし、その範囲を限定したものである。

〔解釈〕

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の理事長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨である。
「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。
なお、「職務」には、国等が、法律又はこれに基づく政令により知事その他の実施機関に委任した事務（機関委任事務 平成12年4月1日の地方自治法の改正により廃止）、法律又はこれに基づく政令により県が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（法定受託事務）及び地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関若しくは実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務を含むものである。ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定により従事している地方共済組合の事務、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等は含まれない。
- 3 「文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録」とは、条例の対象となる行政文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には、次のとおりである。
 - (1) 文書 起案文書、供覧文書、復命書、台帳、帳票類、刊行物等
 - (2) 図画 地図、図面、設計図等
 - (3) 写真 印画紙に焼き付けたもの（ネガフィルムを含む。）
 - (4) スライドフィルム 幻燈用スライドフィルム
 - (5) マイクロフィルム (1)～(4)を撮影したマイクロフィルム
 - (6) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）具体的には、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ等をいい、知事が別に定めるものをいう。
- 4 「組織的に用いるもの」とは、業務上必要なものとして課長補佐に相当する職以上の職にある者又は主任主査に相当する職にある者（班長に相当する職を命ぜられたものに限る。）と他の職員が共有し、保有しているものをいう。したがって、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は、この条例の対象とはならないものである。ただし、必要に応じて起案文書等に添付された場合は、当該資料等を含め対象行政文書となるものである。
- 5 「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関がそれぞれ定める行政文書管理規則等及び文書規程等の規定するところにより保管し、又は保存されているものをいう。

〔運用〕

行政文書については、行政文書管理規則及び文書規程等に基づき保管・保存することとなるが、この条例の施行に伴い、より一層の適正管理に努めるものとする。

- 1 行政文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしておくこと。

- 2 行政文書は、行政文書管理規則及び文書規程等に基づき編集及び製本を行い、保管・保存を適正に行うこと。

3 この条例において「行政文書の開示」とは、文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

〔趣旨〕

本条第3項は、「行政文書の開示」について定めたものである。

〔解釈〕

「行政文書の開示」とは、実施機関が開示請求者に対して行政文書を閲覧、視聴に供し、又はその写しの交付その他の物品の供与を行うことをいう。

1 行政文書のうち、文書、図画又は写真を開示する場合は、以下の方法により行うものである。

- (1) 行政文書の閲覧
- (2) 行政文書の写しの交付
- (3) 行政文書の閲覧及び写しの交付

2 行政文書のうち、スライドフィルム又は電磁的記録を開示する場合は、視聴又は電磁的記録を複製した複製物の供与により行うものであるが、具体的には、その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が別に定める行政文書開示事務取扱要綱等により規定するものとする。

(責務)

- 第3条 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。
- 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条第1項は、実施機関の責務を定めたものである。
- 2 本条第1項後段は、情報公開制度が原則公開を基本理念とするものであっても、個人に関する情報については、基本的人権の尊重の観点から最大限の配慮をしなければならないという趣旨である。
- 3 本条第2項は、行政文書の開示を請求しようとするものの責務を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 第1項
- (1) 「この条例に定められた義務を遂行する」とは、この条例の基本理念である原則公開の精神にのっとり、条例の各規定を適正に履行しなければならないことをいう。
特に、次の事項に留意するものとする。
イ 第8条各号、第9条、第10条又は第11条に規定する行政文書に該当するかどうかの判断に当たっては、「原則公開」の基本理念に基づき、また、県民への説明責任の観点から適正に判断しなければならない。
ロ 開示決定等(第6条第1項)、決定の通知(同条第2項)、開示の実施(第7条)、審査会への諮問等(第14条)、諮問した旨の通知(第15条)等の手続においても、迅速に対応しなければならない。
- (2) 「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」とは、原則公開を基本とする情報公開制度の下においても、通常他人に知られたくない個人に関する情報(いわゆるプライバシーに関する情報)の保護については、基本的人権の尊重という観点から最大限の配慮をしなければならないということである。
- 2 第2項
行政文書の開示を請求しようとするものは、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、いやしくも、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならないほか、情報公開の円滑な推進に協力しなければならないということである。

〔運用〕

- 1 第8条第1項第2号に規定する個人に関する情報については、この条例の運用に当たり、本条の趣旨に即して慎重に取り扱うこととする。
- 2 個人に関する情報が記録されている行政文書の管理については、特に十分な配慮を払わなければならない。
- 3 実施機関は、行政文書の開示をする場合、請求者に対し、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用するように啓発に努めるものとする。
- 4 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められた場合には、当該使用者にその情報の使用の中止を要請するものとする。
- 5 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が不適正に使用されたと認めるときは、当該不適正使用者に対し厳重に注意をするとともに、以後、その者からの請求に対しては特に慎重に対応するよう留意するものとする。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

〔趣旨〕

本条は、この条例により行政文書の開示を請求する権利を付与され、その権利に基づき行政文書の開示を請求することができるものの範囲を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 交通・通信手段や情報網の発展により、人や物などの交流が広域にわたって行われており、県政に関心と関わりを有する者は県民に限られるものではなく、行政文書の開示を請求する権利をあえて県民に限定する実質的理由が乏しく、広く県外居住者等にも行政文書の開示請求権を認めることは、より開かれた県政の一層の推進に資するものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人格なき社団等」(民事訴訟法第29条)も含まれる。

〔運用〕

- 1 代理人による請求については、代理関係を確認するものとする。
- 2 未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求をすることができる場合は、行政文書の開示の請求をすることができる。開示を受けた行政文書の意義、内容等を理解でき、かつ、費用負担の能力があるものと認められる場合は、単独の開示請求を認めることとし、それ以外については、親権者等法定代理人が請求するものとする。

(開示請求の手続)

第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、行政文書の開示請求の具体的な手続を定めたものであり、行政文書の開示を請求する場合は、本条第1項各号に定める事項を記載した開示請求書を提出しなければならないとする趣旨である。

〔解釈〕

1 第1項

- (1) 行政文書の開示の請求は、開示請求者が権利の行使として、実施機関に行政文書について開示決定等の行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては、審査請求又は行政事件訴訟になることも予想されるため、事実関係を明確にしておく必要性から請求の手続を書面により行うこととしたものである。
- (2) 「提出」とは、開示請求書を情報公開窓口（県政情報センター、県政情報コーナー、警察情報センター、警察署又は実施機関が別に定める窓口）に提出することをいう。
- (3) 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定めがある団体を含む。

2 第2項

「相当の期間」とは、社会通念上必要とされる期間をいい、個々具体的な事案によって判断することとなるものである。

〔運用〕

- 1 本条第1項に規定する提出については、遠隔地の請求者の利便性等に配慮し、開示請求書に限り郵送又はファクシミリを利用して提出することができるものとする。
- 2 本条第1項第2号に規定する行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項については、日本語により記載するものとする。
- 3 行政文書の開示に係る具体的な事務の取扱いについては、それぞれの実施機関が定める規則又は規程（以下「規則等」という。）及び行政文書開示事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）等に定めるところにより行うものとする。

(開示請求に対する決定等)

- 第6条 実施機関は、開示請求のあった日から14日以内に、開示決定等（行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）をいう。以下同じ。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあった日に行政文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。
- 3 実施機関は、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に具体的に記載しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、開示請求書の提出があった場合において、請求の対象となった行政文書について実施機関が行う開示決定等及びその旨の通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

〔解釈〕

1 第1項

- (1) 実施機関は、行政文書の開示請求があったときは、速やかに開示決定等を行うこととし、当該開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行わなければならない義務を負うものである。
- (2) 「開示請求があった日」とは、情報公開窓口（県政情報センター、県政情報コーナー、警察情報センター、警察署又は実施機関が別に定める窓口）において開示請求書を受け付けた日をもって取り扱うものとする。
- (3) (1)に規定する期間（以下「決定期間」という。）の末日が休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。
- (4) 実施機関は、行政文書の開示の請求があった場合、本項の規定によりいずれかの決定をしなければならないことを義務付けたものである。

2 第2項

- (1) 「書面により通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、行政文書の開示請求を書面により提出させることとした前条の規定と同様の趣旨である。
- (2) 通知は、決定の区分に応じ、規則等で定める様式により行うものとする。
- (3) 第2項ただし書は、他の法令等により縦覧若しくは閲覧が認められている行政文書又はこれまでの開示決定において全部開示の決定を行った行政文書等であって、全部開示が可能と判断されるものについては、開示請求者の利便性の向上を図るため、迅速な内部手続により開示決定すべきであると考えられることから、このような行政文書について開示請求があったときは、実施機関は口頭により開示決定の通知を行うことができるようにしたものである。
- (4) 実施機関は、第2項ただし書の規定により口頭により開示決定の通知を行ったときは、その事務事業に著しい支障が生じる場合行政文書が著しく大量である場合その他実施機関において即時に開示の対応をすることが困難である場合を除き、開示請求があった日に開示するよう努めなければならない。

3 第3項

- (1) 行政文書の一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を除く。）をした場合は、第8条各号の規定のいずれに該当するのか、具体的に理由を記載した通知書によって、また、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合、開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知しなけ

ればならないことを実施機関に義務付けたものである。

- (2) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、おおむね1年以内において一定の期間が経過することにより、第8条各号に該当する理由が消滅することが確実であり、行政文書の開示をすることができるようになる期日があらかじめ明示できる場合をいう。

なお、この期日の明示は、行政文書の開示ができるようになる期日を教示するものであり、その期日に行政文書の開示をすることを意味するものではないため、開示請求者は、その期日以後に改めて行政文書の開示を請求しなければならない。

4 第4項

- (1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、決定期間内に開示決定等ができない合理的な理由をいい、おおむね次のような場合をいう。

イ 請求に係る行政文書が大量であり、又はその内容が複雑であるため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合

ロ 天災等が発生し、緊急を要する業務処理のため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合

ハ 年末年始等公務を行わない日が含まれる場合その他決定期間内に開示決定等を行うことが困難である合理的な理由がある場合

- (2) 延長の期間は、(1)で記した事務処理上の困難その他正当な理由がやみ、開示請求に係る行政文書についての開示決定等をするために必要とされる合理的なものでなければならない。

なお、この場合においても第1項の趣旨に沿って対応しなければならないものである。

〔運用〕

- 1 行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときに理由を具体的に記載しなければならないこととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を相手方に知らせるためであり、県の説明責任を本条例の目的に明記したことから、従前にも増して明確でわかりやすく記載することとしたものである。また、理由の記載は、適法な決定をするための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の開示決定等は、瑕疵ある行政処分とみなされることがあるので、理由を明確に具体的に記載するものとする。

- 2 開示決定等に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところによるものとする。

- 3 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び同法第17条の規定に基づき都道府県選挙管理委員会に提出された報告書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書について、同法第20条第1項に基づき当該報告書の要旨の公表がなされる前に開示請求があった場合には、同法第20条の3第3項により、要旨の公表がなされた後に条例第6条第1項に基づく決定をし、必要に応じ同条第4項に基づく延長を行うものとする。

同様に、政党助成法（平成6年法律第5号）第18条第3項の規定に基づき都道府県選挙管理委員会に提出された政党の支部の支部報告書若しくは支部総括文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書について、同法第31条に基づき当該報告書等の要旨の公表がなされる前に開示請求があった場合には、同法第32条の2第3項により、要旨の公表がなされた後に条例第6条第1項に基づく決定をし、必要に応じ同条第4項に基づく延長を行うものとする。

(開示の実施)

- 第7条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。
- 2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

〔趣旨〕

- 1 本条第1項及び第2項の規定は、行政文書の全部又は一部を開示をする旨の決定をした場合の行政文書の開示の方法及び手続について定めたものである。
- 2 事務取扱要綱第3の8の規定により、実施機関はあらかじめ開示決定を受けた者と調整の上、開示の日時を定めることとされているが、当該開示の日時を経過しても、開示決定を受けた者が開示を受ける意思表示している限り、実施機関は開示の対象となる行政文書原本又は写しを保管しなければならない。このような取扱いは、しばしば開示の対象となる行政文書が膨大になることにも照らせば、行政文書の適正管理の観点からすると適当ではない。このため、本条第3項の規定は、開示決定後、一定の合理的な期間が経過すれば、開示決定を受けた者が当該開示決定に係る行政文書の開示を受けられなくなることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 第1項
「行政文書の開示をしなければならない」とは、決定に係る行政文書の原本を閲覧、視聴に供し、又はその写しの交付その他物品を供与することをいう。
- 2 第2項
(1) 「行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき」とは、行政文書の形態、形状から当該行政文書を汚損し、又は破損する可能性が高い場合をいう。
(2) 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合である。
イ 台帳等日常業務に使用している行政文書で、原本を開示することにより事務に支障が生ずる場合
ロ 歴史的・文化的価値ある行政文書で慎重な取扱いを要する場合
ハ 第9条の部分開示をする場合
ニ その他行政文書の管理上相当の理由がある場合
- 3 第3項
(1) 「通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない」とは、通知のあつた日の翌日から起算して、当該期間内に開示を受けなければならないということで、当該期間の末日が休日（宮城県の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。
なお、当該期間を経過した場合に開示を受けるためには、再度、開示請求を行うが必要になる。
(2) 「当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない」とは、期間を制限して確保する利益と開示決定の通知を受けた者の開示を受ける権利利益との調整を図り、期間内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、90日期間経過後であっても開示を受けることができることとしたものである。
90日の期間経過後に開示の実施について申出があつた場合は、実施機関は、期間内に開示を受けることができなかったことについての正当な理由の有無の審査をし、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。また、「正当な理由があるとき」とは、災害、疾病など社会通念上相当と認められる理由がある場合をいう。

〔運用〕

行政文書の開示の方法に関する具体的な事務取扱いについては、規則等及び事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

(行政文書の開示義務)

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、行政文書の開示請求に対して、実施機関は行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書の開示をしなければならない義務について定めたものである。
- 2 本条の基本的な考え方は、行政文書の開示を請求しようとするものの請求する権利と請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

〔解釈〕

- 1 本条各号は、原則公開の例外を規定したもので、合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 「行政文書を開示しなければならない」とは、請求のあった行政文書に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に行政文書を開示しなければならない義務を課すものである。

〔運用〕

- 1 本条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係については、次のように考えられる。
本条は、行政文書における不開示情報の範囲を定めているのに対して、守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。
しかし、本条各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして公開される情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものである。
- 2 地方自治法第100条第1項、民事訴訟法第220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、行政文書の提出又は閲覧等が要求されることがある。これらの要求は、情報公開による請求とは異なるので、本条各号に該当するかどうかをもって当該要求に応ずるかどうかを決定することはできない。これらの要求の目的、対象行政文書の内容、法令の趣旨等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。
- 3 本条各号に該当すると考えられる情報が記録されている行政文書については、常に行政文書すべての開示ができないものであると固定的に考えることはできないのであり、部分開示となる場合や開示請求の時期によっては、行政文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに、第10条による公益上の理由により裁量的に開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報

〔趣旨〕

本号は、法令の規定により公開することができないとされている情報が記録されている行政文書は、この条例においても行政文書の開示をしないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。
- 2 「公開することができないとされている情報」とは、法令の規定により明らかに公開することができないと定められている情報のほか、法令の趣旨、目的から公開できないと認められる情報をいい、次のような情報をいう。
 - (1) 明文の規定で公開が禁止されている情報
 - (2) 個別法により守秘義務の対象とされている情報
 - (3) 手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報
 - (4) その他法令の趣旨及び目的から公開することができないと明らかに認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

〔趣旨〕

- 1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものであり、併せて特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報が記録されている行政文書についても、開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号では、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、包括的に開示をしないこととした。ただし、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報、又は当該個人が公務員又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社の役員及び職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示情報には該当しないこととしたものである。

〔解釈〕

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、成績、職歴、住所、電話番号、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関するすべての情報をいう。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号から除き、第 3 号の規定により判断することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報、本号により行政文書の開示をするかどうかの判断が行われることとなる。
- 3 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、次のような情報をいう。
 - (1) 氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの
 - (2) 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るもの
- 4 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは、例えば、個人の著作物であって個人識別性が認められない未発表の研究論文等の情報が該当するものである。つまり、仮に個人識別性のない個人情報であっても、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれのあるものがあれば、これを不開示とする合理的な必要性が認められるので、加えて不開示情報として明示したものである。
- 5 「法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、法令の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報が行政文書の一部に含まれているときは、その部分については何人でも容易に入手できる情報であるから、不開示情報には該当しないということであり、閲覧を利害関係人にのみに限って認めているものは含まない。

なお、法令に何人でもと規定されていても、請求の目的等により制限されている場合は、実質的には何人にも閲覧を認めるという趣旨でないと解されるので、この規定には該当しない。
- 6 「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを公開しても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものが該当するものである。例えば、被表彰者の氏名、県主催で行わ

れる懇談会等に出席した相手方の職、氏名などがこれに当たるものである。その他この情報に該当するものとしては、次のようなものがある。

- (1) 公表することを目的として作成された情報
- (2) 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報
- (3) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- (4) 従来から慣行上公表している情報であって、公表しても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるもの

〔運用〕

- 1 個人に関する情報は、一度公開されると本人に回復し難い損害を与えることがある。このため、条例第3条において、「実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定したところであり、個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳の確保及び基本的人権の尊重の観点から最大限に保護されなければならない。
- 2 特定の個人が識別され得るのは、通常住所及び氏名により行われるので、これらが記録されている行政文書の場合は、おおむね本号に該当すると考えられる。ただし、氏名、住所等を除くことにより、特定の個人が識別され得ることなく、さらに公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがない場合で、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に行政文書の一部を分離することができる場合は、当該氏名、住所等を除いたその他の部分について行政文書の開示をしなければならない。

- (3) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし，事業活動によって生じ，又は生ずるおそれのある危害から人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報を除く。

〔趣旨〕

- 1 本号は，法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨であり，公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている行政文書については，行政文書の開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号ただし書は，法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については，本号本文に該当する場合であっても，不開示情報には該当しないこととしたものである。

〔解釈〕

- 1 「法人（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。）」とは，国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除くすべての法人をいう。
なお，国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社については，その公共的性格にかんがみ，本号の法人の範囲から除外する。
- 2 「その他の団体」とは，第5条第1項第1号の「その他の団体」と同義である。
- 3 「事業を営む個人」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか，農業，林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは，事業内容，事業用資産，事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい，当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は，本号に該当せず，第2号の規定により判断する。
- 5 「当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは，次のような情報をいう。
 - (1) 生産技術，営業，販売上のノウハウに関する情報であって，公開することにより，法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - (2) 経営方針，経理，人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，公開することにより，法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - (3) その他公開することにより，法人等又は事業を営む個人の名誉，社会的評価，社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報
- 6 「人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報」とは，人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止，拡大防止又は再発防止のため，公開することが必要であると認められる情報をいう。

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

〔趣旨〕

本号は、県は公共の安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

本号にいう「公共の安全と秩序の維持」は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、第5号により開示・不開示が判断されることとなる。

〔解釈〕

1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

2 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

4 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

5 「刑の執行」とは、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。

なお、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、本号のいう「刑の執行」に該当する。

6 「その他の公共の安全と秩序の維持」には、刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続も含まれる。

また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障が生ずるおそれがある情報も、本号に該当する。

7 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨である。司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか。）否かについて審理・判断することとしたものである。

（本号の対象となる情報の具体例）

- 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公開することにより、当該捜査に支障を及ぼすおそれのあるもの

- 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公開することにより、当該活動に支障が生ずるおそれのあるもの
- 公開することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- 捜査の手法、技術、態勢、方針等に関する情報で、公開することにより、将来の捜査に支障が生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、態勢、方針等に関する情報で、公開することにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれのあるもの
- 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公開することにより、当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公開することにより、当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報
- 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公開することにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障が生ずるおそれがある情報

- (5) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報であって、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるもの

〔趣旨〕

本号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護といった公共の安全と秩序の維持のうち、前号に規定する犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたもの以外で、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのある情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

本号にいう「人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護」は、衛生、営業、建築、交通等に係る規制に代表されるいわゆる行政警察に関する情報を中心とするものであるが、規制以外にも人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に関する情報を含む趣旨である。

本号は、第7号と一部重複する内容を含んでいるが、一般行政上の事務事業と人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護とはその性質において異なる側面があるので、独立した不開示条項としたものである。

〔解釈〕

- 1 「その他の公共団体」とは、次のものをいう。
 - (1) 土地改良区、土地区画整理組合等の公共組合
 - (2) 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び港務局
 - (3) その他国又は地方公共団体が出資し、又は構成員に加わっている法人で、その法人の設立の趣旨、目的等から見て、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の行う事務事業に準ずるような公共性の高い事務事業を行うもの
- 2 「人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することをいう。
- 3 「規制等」とは、風俗営業等の許認可、感染症予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報が中心となるが、それ以外にも、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるものは、本号の対象となる。

- (6) 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

〔趣旨〕

- 1 本号は、公開することにより、県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。したがって、行政文書の開示をしない場合とは、県政運営の説明責任の観点から、客観的かつ明白に支障が生ずると判断される情報が行政文書に記録されている場合だけに限られるものである。
- 2 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、調整、検討又は関係機関との審議、協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり、このような最終的な意思決定に至る過程における情報のなかには、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことがあり、また、機関内部の会議等における自由な意見交換、情報交換が阻害されるものがある。
このような事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる場合には、行政文書の開示をしないこととしたものである。

〔解釈〕

- 1 「事務事業に係る意思形成」とは、未だ当該事務事業の最終的意思決定がまだ終了していない段階をいう。
- 2 「県の機関」とは、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含むものである。
- 3 「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、県内部又は県、県が設立した地方独立行政法人、公社、国等の相互の間において実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部又は機関相互間の審議、検討、調査、研究等に関する情報のほか、会議、協議文書等による照会、回答等において実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの
 - (2) 行政内部の各種会議、意見交換等の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられることが明らかに認められる情報
 - (3) 調査、試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要がある計画、検討案等で、公開することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えると明らかに認められる情報
 - (4) 審議、検討、調査、研究等のために収集、取得した資料等で、公開することにより、行政内部の審議等に必要資料等を得ることが困難になると明らかに認められる情報
 - (5) その他公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報

- (7) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

〔趣旨〕

本号は、公開することにより、県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本号に列举されている事務は、典型的な事務事業の例示である。
 - (1) 「検査、監査、取締り」とは、県又は国等の機関が権限に基づいて行う検査、指揮監督、取締り等をいう。
 - (2) 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。
 - (3) 「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等において、相互の利害関係事項について協議し、決定するために折衝することをいう。
 - (4) 「渉外」とは、県の行財政運営等の推進のため、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、儀礼、交際等の対外的事務事業をいう。
 - (5) 「入札」とは、工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。
 - (6) 「試験」とは、県、県が設立した地方独立行政法人又は国等が行う資格試験、入学試験、採用試験等をいう。
- 2 「その他の事務事業」とは、前記1に例示的に列举した事務事業のほか、県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う一切の事務事業をいう。
- 3 「事務事業に関する情報」とは、当該事務事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務事業の実施に影響を与える関連情報を含む。
- 4 「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 公開することにより、当該事務事業を実施する目的、意味が失われると認められる情報
 - (2) 公開することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱すると認められる情報
 - (3) 公開することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えることが認められる情報
 - (4) 国等からの依頼、委託等による県又は市町村の行政の実態調査で、国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がある情報
 - (5) 全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報
 - (6) その他公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報

2 前項の場合において、開示請求に係る行政文書が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、同項第 4 号中「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのは、「支障が生ずるおそれのある情報」として同項の規定を適用する。ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときは、この限りでない。

〔趣旨〕

本項は、前項第 4 号に規定する公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報が記録されている行政文書が、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を「支障が生ずるおそれのある情報」と読み替えることとし、原則として、実施機関の第一次判断権の尊重は行わないものとした。

ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、当該行政文書に本項ただし書に掲げる 1 号から 4 号に該当する情報が記録されているときは、例外的に「実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報（実施機関の第一次判断権を尊重する規定）」として判断することとした。

〔解釈〕

「警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したもの」とは、教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和 51 年規則第 60 号）により、警察の職員が知事の委任を受け、又は補助執行として作成又は取得した予算執行関係文書をいう。

（予算執行関係文書の具体例）

○ 収入支出証拠書類

支出命令決議書、支出負担行為兼支出命令決議書、精算通知票、請求書 等

○ 支出確認に必要な書類

施行伺、旅行命令（依頼）票、出張報告書、施行確認書、契約書、請書 等

- (1) その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報

〔解釈〕

- 1 「集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体」とは、暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）、暴力主義的破壊活動を行った団体又は無差別大量殺人行為を行った団体その他の集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれがある組織・団体をいう。
- 2 本号にいう「取締り」とは、犯罪の予防・捜査に密接に関連する上記1の団体の規制、当該団体又は構成員による不当な行為の防止等をいう。
- 3 集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体の取締りに関係する警察職員の氏名等は、本号の対象となる。
- 4 本号の情報とは、次のような情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるものをいう。
 - 暴力団等の取締り（内偵捜査）に関する旅費等
 - これら取締りを行う警察職員の氏名等

(2) 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定による犯罪の捜査，公訴の維持又は刑の執行に関する情報

〔解釈〕

- 1 「刑事訴訟法の規定による犯罪の捜査，公訴の維持又は刑の執行」とは，前条第 1 項第 4 号の対象である犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心とした警察活動のうち，本号の対象を「犯罪の捜査」「公訴の維持」及び「刑の執行」に限定する趣旨である。したがって，刑事訴訟法の規定によるものではない「犯罪の予防」「犯罪の鎮圧」のための活動に関する情報は，本号の対象ではない。
- 2 本号にいう「犯罪の捜査」「公訴の維持」及び「刑の執行」に係る警察職員の氏名等は，本号の対象である。
- 3 本号の情報とは，次のような情報であって，公にすることにより，公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるものをいう。
 - 刑事訴訟法の規定に基づく犯罪の捜査に関する旅費，借上料等
 - 犯罪の捜査を行う警察職員の氏名等

- (3) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの、第1号の取締り（以下この号において「取締り」という。）の対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査（以下この号において「捜査」という。）の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報

〔解釈〕

- 1 「取締り若しくは捜査の関係者」とは、本項第1号の「取締り」及び第2号の「捜査」に直接関係する者に「関係者」の範囲を限定する趣旨であり、具体的には、被疑者、被害者、参考人、捜査協力者、通訳員、警察犬を扱う者等をいう。
なお、警察職員は、本号の「関係者」の対象とはならない。
- 2 本号の情報とは、次のような情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるものをいう。
 - 情報提供者、参考人等に係る旅費、報償費等
 - 情報提供者、参考人等の氏名等

(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報

〔解釈〕

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」とは、前項第4号と同義である。
- 2 「方法」とは、あらかじめ定めている捜査マニュアル（誘拐事件初動捜査要領等）等の具体的な要領等のほか、個別の活動の実態から明らかになる捜査等の着手時期、方法等をいう。
- 3 「技術」とは、逆探知やバスジャックの突入方法等の捜査技術をいう。
- 4 「特殊装備」とは、特殊な装備品をいい、防護マスク、秘匿監視装置等の特別な仕様とされているもの（一部特別な仕様とされているものを含む。）であり、これらの装備品の性能、数量、配備等に関する情報も含まれる。
- 5 「態勢」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る警察活動の内容（人員、時期、場所等）をいい、ハイジャック等の部隊編成、警衛・警護の人員配置やストーカー事案及びこれに類する事案に関する警察活動の内容である。
なお、これら警察活動を行う警察職員の氏名等は、本号に該当する。
- 6 「方法、技術、特殊装備、態勢等」には、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る警察活動の「手の内」を明らかにすることになるもの（留置場等の施設の具体的な設計等）を含む趣旨である。

(部分開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて、開示しなければならないことについて定めたものである。
- 2 行政文書の開示請求に対しては、原則公開の趣旨から、当該行政文書の一部に第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該行政文書の全体について行政文書の開示をしないとするものでなく、行政文書に不開示情報が記録されている部分を除いて、その他の部分について行政文書の開示をしなければならないとする趣旨である。

〔解釈〕

- 1 「容易に」とは、請求のあった行政文書に不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分するに当たって、行政文書を損傷することなく、かつ、過度の費用と時間等を要しないことをいう。
- 2 「有意の情報が記録されていない」とは、残りの部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字の羅列となる場合等をいうものである。

〔運用〕

- 1 部分開示の規定は、原則公開の趣旨に即して設けられたものであるので、開示請求者の行政文書の開示を請求する権利ができるだけ尊重されるように判断するものとする。
- 2 請求の趣旨は、原則として請求書の記載事項から判断するが、判断し難い場合には、必要に応じて開示請求者に確認するものとする。
- 3 部分開示の具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第 10 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認めるときは、当該行政文書を開示することができることを定めたものである。

〔解釈〕

実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要性がある場合等で、開示することが公益上特に必要であると認めるときは、当該行政文書について開示をすることができることとしたものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断し、公益上特に開示する必要があると認めるときということである。

なお、「公益」とは、具体的には、開示請求の内容、性質等により、社会通念上、個々具体的に判断されるものである。

(行政文書の存否に関する情報)

第 11 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

〔趣旨〕

開示請求に対しては、通常、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにし、開示決定等をすべきであるが、情報の性質により、行政文書が存在する又は存在するが不開示情報に当たると回答しただけで、不開示情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

〔解釈〕

本条に該当する事例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報について開示請求がなされた場合
- (2) 特定の個人の措置入院に関する情報について開示請求がなされた場合
- (3) 特定の個人の生活保護の申請等に関する情報について開示請求がなされた場合
- (4) 特定企業の設備投資計画・開発計画に関する情報について開示請求がなされた場合
- (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報について開示請求がなされた場合

〔運用〕

- 1 本条により開示請求を拒否する場合は、第 6 条第 1 項の規定に基づき開示請求を拒否する決定を行うこととなる。当該決定は、行政処分にあたるものであるから、実施機関は、この決定に際し、必要にして十分な拒否理由を提示することが義務付けられ、また、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定に基づく訴訟により救済の道が開かれているものである。
- 2 本条の規定は、例外的な規定であり、適用にあたっては厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 12 条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外のもの（以下この条、第 15 条第 3 号及び第 17 条において「第三者」という）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 8 条第 1 項第 3 号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第 10 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 14 条第 1 項第 2 号及び第 15 条第 3 号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等、争訟の機会の確保等について定めたものである。

〔解釈〕

1 第 1 項

意見書の提出の機会の付与は、開示請求のあった行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取し、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該行政文書に対する開示決定等の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、第三者の意見に拘束されるものでもない。

2 第 2 項

(1) 第三者に関する情報が記録された行政文書に人の生命、身体、健康等の保護又は公益上特に必要があると認められる情報が記録されているときは、関係者との調整の必要性が認められるため、実施機関は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。

なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第 1 項の場合と同様である。

(2) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、同項が意見書を提出する機会の付与を義務付けており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、手続きが進まなくなることを避けるためのものである。

3 第 3 項

(1) 第 3 項を適用する場合を、「前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第 1 項又は第 2 項の規定により第三者に意見書を提出する機会を付与した場合であっても、当該第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会（審査請求又は取消訴訟）を確保する必要はないためである。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立を行うことを要する。

(2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に 2 週間を置かなければならない。」とは、開示請求者の

開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示を実施する日までの期間を明確にしたものである。

なお、実施機関の開示決定等に不服がある場合の審査請求期間は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内となっているが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者に意見書の提出の機会を与えていることを踏まえたものである。

4 第4項

「正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。」も第3項(2)と同様の趣旨である。

(事案の移送)

- 第 12 条の 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、開示請求に係る行政文書が議会の事務局の職員により知事の補助執行として作成されたものであるときその他議会の議長（以下この項において「議長」という。）において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、議長に対し事案が移送されたときは、開示請求のあった日に、議長に対し、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成 11 年宮城県条例第 27 号）の規定による公文書の開示請求があったものとみなす。

〔趣旨〕

開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資すると考えられるので、開示請求を受けた実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

〔解釈〕

- 1 第 1 項の「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る行政文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合をいう。
- 2 事案の移送は、実施機関相互間の関係であり、行政内部の問題であることから、開示決定等の期限については、第 6 条第 1 項により、当初の開示請求のあった時点から進行する。
- 3 第 4 項の「正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る行政文書が議会の事務局の職員により作成されたものであるときや開示請求に係る行政文書に記録されている情報の重要な部分が議会の事務・事業に係るものである場合などであって、議会の議長の判断に委ねた方が適当な場合をいい、本項で例示された「開示請求に係る行政文書が議会の事務局の職員により知事の補助執行として作成されたものであるとき」が代表的な例である。

〔運用〕

他の実施機関の職員又は議会の事務局の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得した行政文書の開示請求が知事になされた場合、知事は、原則として、当該他の実施機関に事案を移送するものとする。

(手数料等)

第 13 条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 第 4 条の行政文書の開示又は第 30 条第 2 項の閲覧等を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

〔趣旨〕

本条第 1 項は、行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないことを定めたものである。

本条第 2 項は、第 4 条の行政文書の開示又は第 30 条第 2 項の閲覧等を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

〔解釈〕

第 2 項

- (1) 「その他の物品の供与」とは、電磁的記録等を複写した物品を供与することをいう。
- (2) 「供与に要する費用」とは、行政文書を乾式複写機等によって複写することに要する経費並びに写し及び物品の送付に要する郵送料をいう。

〔運用〕

- 1 費用の徴収事務は、開示の場所として指定された情報公開窓口（県政情報センター、県政情報コーナー、警察情報センター、警察署又は実施機関が別に定める窓口）が行うものである。
- 2 費用の徴収等に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱等に定めるところにより行うものとする。

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第 13 条の 2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）は、当該県が設立した地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

〔趣旨〕

本条は、県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人に対して行政不服審査法による審査請求をすることができることを確認したものである。

〔解釈〕

- 1 この条例では、県が設立した地方独立行政法人を条例の実施機関とし、県が設立した地方独立行政法人が保有する情報の公開について県が設立した地方独立行政法人を行政庁と位置付けている。したがって、県が設立した地方独立行政法人が行う開示決定等は行政庁の処分であり、当該開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法による審査請求をすることができる。
- 2 「県が設立した地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる」とは、県が設立した地方独立行政法人には上級行政庁が存在しないので、県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為については、処分庁である県が設立した地方独立行政法人に対して審査請求をすることを規定したものである。

(公社に対する審査請求)

第13条の3 公社がした開示決定等又は公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対して審査請求をすることができる。

〔趣旨〕

本条は、公社がした開示決定等又は公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対して行政不服審査法による審査請求をすることができることを確認したものである。

〔解釈〕

- 1 この条例では、公社を条例の実施機関とし、公社が保有する情報の公開について公社を行政庁と位置付けている。したがって、公社が行う開示決定等は行政庁の処分であり、当該開示決定等又開示請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。
- 2 「公社に対して審査請求をすることができる」とは、公社には上級行政庁が存在しないので、公社が行った開示決定等又は公社に対する開示請求に係る不作為については、処分庁である公社に対して審査請求をすることを規定したものである。

(審理員に関する規定の適用除外)

第 13 条の 4 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

〔趣旨〕

本条は、実施機関が条例に基づいて行った開示決定等又は開示請求に係る不作為（以下「条例に基づく処分等」という。）に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の審理員に関する規定は適用しないことを定めたものである。行政不服審査法においては、審理の公正性を担保するため、処分等に関与しない職員から指名される審理員により審理手続が行われる審理員制度が導入されているが、条例に基づく処分などに対する審査請求については、第三者性を有する宮城県情報公開審査会において、審理の客観性・公正性が確保されていることから、同法第 9 条第 1 項ただし書の規定により、審理員に関する規定を適用除外とする特別の定めを設けたものである。

〔解釈〕

本条により、条例に基づく処分等については、宮城県情報公開審査会で審議を行うこととし、審理員による審理を行わないこととなるが、この場合、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により、同法第 42 条（審理員意見書）の規定が適用除外となり、同法第 43 条第 1 項の同法第 81 条第 1 項の機関（宮城県行政不服審査会）への諮問の規定も適用されなくなることによるものである。

〔運用〕

条例に基づく処分等については、審理員による審理の規定が適用除外となるが、この場合においても、行政不服審査法第 2 章第 3 節の審理手続に関する規定は適用除外とならない。したがって、実施機関は同法第 9 条第 3 項の規定による読替後の同法第 2 章第 3 節の審理手続（口頭意見陳述、提出書類の閲覧等）に審査庁として対応する場合があり得ることに留意する必要がある。

(審査会への諮問等)

第 14 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮城県情報公開審査会(次項において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の場合において、同項の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

〔趣旨〕

- 1 本条第 1 項は、条例に基づく処分等について、審査請求があった場合、公正かつ客観的な判断を確保するため、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することを義務付けたものである。
- 2 本条第 2 項は、説明責任の観点から実施機関は、審査会に対し諮問する場合、審議に必要な資料を提出することとしたものである。

〔解釈〕

1 第 1 項

- (1) 開示請求に係る不作為に対する審査請求については、迅速な処分を促すにとどまらず、不作為の有無、不作為の違法又は不当の有無を審理し、当該請求に対して一定の処分をすべきか否かについての審理が求められることから、審査会の諮問対象とするものである。
- (2) 本項の実施機関には、警察本部長は含まない。警察本部長以外の実施機関については、上級行政庁は存在しないので、これらの実施機関が行った開示決定等に対する不服申立ては、当該実施機関に対する審査請求によって行われることとなる。警察本部長については、行政不服審査法の解釈及び運用上、公安委員会が警察本部長の上級行政庁に当たる(平成 12 年 6 月 12 日付け自治行第 34 号自治省行政局行政課長回答)ことから、警察本部長が行った開示決定等に対する不服申立ては、上級行政庁である公安委員会に対する審査請求によって行われるものである。
- (3) 「審査請求があった場合」とは、条例に基づく処分等に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、条例に基づく処分等に対して利害関係を有するものが審査請求を行った場合を含む。
- (4) 「裁決」とは、次の区分に応じて行われる裁断行為をいう。
 - イ 条例に基づく処分などに係る実施機関が警察本部長以外の実施機関である場合は、当該条例に基づく処分等に係る審査請求に対し、これらの実施機関が行う審査庁としての裁断行為
 - ロ 条例に基づく処分などに係る実施機関が警察本部長である場合は、公安委員会に対する審査請求に対し、公安委員会が行う審査庁としての裁断行為
- (5) 「次の各号のいずれかに該当する場合」とは、審査会に諮問をする必要がない場合として第 1 号又は第 2 号に該当する場合をいい、諮問義務の例外としている。

イ 第 1 号関係

「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求が、審査の結果、審査請求人として適格性がないため却下する場合及び審査請求期間の徒過等の要件不備により却下する場合などをいう。

ロ 第 2 号関係

(イ) 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、審査会への諮問義務の対象外としている。

第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。

(ロ) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が不開示とされた情報のうち一部についてのみ審査請求をした場合は、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。

(ハ) 「当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。」とは、紛争の一回的解決を図る趣旨で設けたものである。

利害関係が相反する者が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、開示決定等を取り消し、行政文書の開示をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、審査会に対する諮問制度を設けた趣旨にかんがみ、このようなケースについては審査請求の段階で審査会の答申を踏まえることが適当であり、利害関係が相反する者が存在することが明白な場合、すなわち、第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって行政文書の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしているときには、審査会へ諮問しなければならないこととしたものである。

2 第2項

「審議に必要な資料を提出するものとする。」とは、実施機関の説明責任と審議の迅速化の観点から、諮問する場合は、次に掲げる資料等を提出するものとする。

- (1) 審査請求書（写し）
- (2) 弁明書（写し）
- (3) 行政文書開示請求書（写し）
- (4) 決定通知書（写し）
- (5) 審査請求に係る経過説明書
- (6) 当該諮問に係る事案の概要書
- (7) 開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を分類し、整理した資料
- (8) 開示決定等に係る行政文書（写し）
- (9) その他必要な書類

〔運用〕

審査請求に係る具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第 15 条 前条第 1 項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 前条第 1 項の審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

〔趣旨〕

本条は、諮問実施機関が審査会に対し諮問をした場合は、説明責任の観点から、関係者に諮問をした旨を通知することを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示請求者及び当該審査請求に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者）である。
- 2 「参加人」（第 1 号から第 3 号まで）とは、行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人であり、実施機関の裁決に利害関係を有するものであって審査請求に係る審査手続に参加するものである。

〔運用〕

諮問をした旨の通知に関する具体的な事務取扱については、事務取扱要綱の定めるところにより行うものとする。

(答申の尊重)

第 16 条 諮問実施機関は、第 14 条第 1 項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、同項の審査請求についての裁決を行わなければならない。

〔趣旨〕

本条は、諮問実施機関に対し、諮問に対する答申があったときは、審査会の答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うことを義務付けたものである。

〔解釈〕

「答申を尊重して」とは、諮問実施機関は、審査会が実質上の救済機関として機能するよう設置されたものであることにかんがみ、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないということである。

〔運用〕

- 1 答申どおり審査請求に対する裁決を行わなかった場合は、諮問実施機関は、審査会に対し、その理由を説明しなければならない。
- 2 審査請求に対する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合における手続)

第 17 条 第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

〔趣旨〕

本条は、第三者に関する情報が記載されている行政文書の開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該行政文書を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する」とは、本条第 1 号及び第 2 号に掲げる裁決をする場合には、当該裁決の日と開示の実施の日との間に 2 週間を置かなければならないこと、正当な理由があるときは、期間を延長することができること並びに実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことをいう。
- 2 裁決で審査請求に係る開示決定等を取り消し、実施機関が新たに行う開示決定は、第 6 条の規定に基づくものであるので、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定が適用される。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第 18 条 この章の規定は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第 2 条第 3 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 2 条第 3 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この章の規定は、図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。
- 4 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定の適用を受けないこととされる行政文書については、適用しない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例と他の法令による開示の実施との調整について定めたものであり、第 1 項は、他の法令の規定により、本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しないことを定めたものである。
- 2 本条第 3 項は、宮城県図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されている行政文書については、当該施設の利用規程等により閲覧等ができることから、この章の規定を適用しないことを定めたものである。
- 3 本条第 4 項は、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外となる行政文書については、一般の行政文書とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が定められていることから、この章の規定を適用しないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 この条例の対象となる行政文書について、他の法令の規定により、条例第 2 条第 3 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同一の方法による開示に係る行政文書については、適用しない。
- 2 他の法令の規定で閲覧等の期間、対象者、方法又は閲覧等を行うことができる行政文書の範囲等を限定している場合において、他の法令が直接定めていない事項については、この条例の定めるところによることとなるが、当該他の法令の趣旨を踏まえて、行政文書を開示するかどうかの決定をすることになる。
- 3 「その他の県の施設」とは、宮城県美術館、東北歴史博物館等の公の施設のほか、図書、刊行物等の一般への閲覧等の事務を行っている県の施設をいう。
- 4 「県民の利用に供することを目的として管理している行政文書」とは、上記の施設において専ら一般の利用に供するために管理されている刊行物等の行政文書をいう。
したがって、これらの施設で保有している行政文書であっても、一般への閲覧等を前提としていない行政事務のために作成され、又は取得されたものはこれに含まれず、この章の適用があるものである。
- 5 法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用を受けないこととされる行政文書には、当該法律の規定が準用され、関係公簿等について登記、特許制度と同様な仕組みがとられることとなるものを含むものである。

〔運用〕

他の法令による閲覧等の手続の主な例及びこの条例との調整は、次のとおりである。

- 1 法令の規定による閲覧等の手続の主な例
- (1) 閲覧
- 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 31 条第 1 項の規定による不動産鑑定業者登録簿等の閲覧
 - 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 10 条の規定による宅地建物取引業者名簿等の閲覧
 - 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条第 3 項の規定による道路台帳の閲覧

- 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 9 条の規定による貸金業者登録簿の閲覧

(2) 縦覧

- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定による都市計画の図書又はその写しの縦覧
- 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 132 条において準用する同法第 101 条第 4 項の規定による内水面漁場管理委員会議事録の縦覧
- 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 6 項の規定による土地改良事業計画書及び定款の写しの縦覧

(3) 謄本、抄本等の交付

- 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）第 16 条の規定による登録電気事業者登録簿の謄本の交付
 - 都市計画法第 47 条第 5 項の規定による開発登録簿の写しの交付
- なお、上記 2 件については、閲覧の手続も定められている。

(4) 請求者を制限しているもの

- 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 134 条第 2 項の規定による市街地再開発事業に関する簿書の閲覧（利害関係者）
- 労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 41 条の 7 第 9 項の規定による審問調書の閲覧（当事者又は関係人）
- 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 84 条第 2 項の規定による関係簿書の閲覧（利害関係者）

(5) 期間を制限しているもの

- 都市計画法第 17 条第 1 項の規定による都市計画の案の縦覧（公告の日から 2 週間）
- 自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）第 14 条第 1 項の規定による保全計画案等の縦覧（公告の日から 2 週間）

2 条例との調整

他の法令の規定による閲覧等においては、閲覧等の請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等を行うことができる行政文書の範囲について限定している場合、あるいは閲覧又は縦覧の手続について定めているだけで、謄本、抄本等の交付について何ら規定していない場合があるが、このような場合における法令とこの条例との調整は、次により行うものとする。

(1) 請求者の範囲を限定している場合

- イ 他の法令に定められている請求者については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。
- ロ 他の法令に定められている請求者以外のものについては、他の法令の規定により閲覧等を行うことができる場合に該当しないから、この条例の定めるところにより行政文書の開示請求を行うことができる。

(2) 閲覧等の期間を限定している場合

- イ 他の法令で閲覧等の期間を限定している場合には、当該期間内については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。
- ロ 当該期間の前後については、他の法令の規定により閲覧等を受けることができる場合に該当しないから、この条例の定めるところにより行政文書の開示請求を行うことができる。

(3) 閲覧等の行政文書の範囲を限定している場合

- イ 他の法令で閲覧等を行う行政文書の範囲を限定している場合には、限定して認められている行政文書の閲覧等については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。
- ロ 限定されている範囲以外の行政文書の閲覧等については、他の法令の規定により閲覧等を受けることができる場合に該当しないから、この条例の定めるところにより行政文書の開示請求を行うことができる。

(4) 閲覧又は縦覧の手続についてのみ定められており、謄本、抄本等の交付に関する規定のない場合

- イ 行政文書の閲覧については、他の法令の規定により手続が定められていることになるので、この条例の規定は適用にならない。
- ロ 行政文書の写しの交付については、他の法令の規定により閲覧等を行うことができる場合に該当しないので、この条例の定めるところにより行政文書の写しの交付を申請することができる。

3 2 の各場合において、実際に行政文書を開示するかどうかについては、不開示情報（第 8 条各号）に

該当するかどうかにより判断するものであるが、特に、法令が請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等の行政文書の範囲を限定して定めている趣旨について十分検討する必要がある。

4 第3項に該当する施設の主なものは、次のとおりである。

(1) 知事部局における施設

- 県政情報センター
- 県政情報コーナー
- 宮城県環境情報センター
- 宮城県公文書館

(2) 知事以外の実施機関における施設

- 宮城県図書館
- 宮城県美術館
- 東北歴史博物館

第3章 会議の公開

(会議の公開)

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

〔趣旨〕

審議会等の会議の公開については、平成7年4月1日から審議会等の会議の公開に関する指針により実施し、審議会等の審議の状況等を県民に対し明らかにすることで、県政に対する県民の参加の促進に努めてきたところであるが、今日における審議会等の会議の重要性にかんがみ、開かれた県政の一層の促進と県政における透明性、公正性をさらに向上させるため、会議の公開について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「附属機関の会議」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行うために設置された附属機関の会議をいう。
- 2 「その他の実施機関が別に定める会議」とは、要綱等により知事の下に設置された附属機関に準ずる機関で知事が別に定める会議をいう。
具体的には、要綱、要領等の規定によって、知事の担任する事項について審査、審議、調査等を行うために設置された県民、学識経験者等が構成員となっている審議会、懇話会、委員会等の会議をいう。
- 3 「当該会議の構成員の3分の2以上」とは、当該会議の全構成員の3分の2以上をいう。
- 4 本条第2号は、実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、審議事項等によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合に限り適用されるものである。

〔運用〕

- 1 非公開の会議の開催と当該会議の議事録及び資料等の公開とは性質を異にするものであり、当該議事録及び資料等の公開については、不開示情報に該当するかどうか別途判断するものであること。
- 2 会議の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱の定めるところにより行うものとする。

第4章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第20条 県は、第2章に定める行政文書の開示及び前章に定める会議の公開のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り、情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、情報公開の総合的な推進に関する県の基本的な責務について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 県民の情報ニーズに的確に対応するとともに、県民の県政参加を促進し、より開かれた県政を推進するためには、県政に関する情報が適時適切に提供される必要がある。
このため、本条は、開示請求に基づいて行政文書の開示がなされる行政文書開示制度のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、行政文書開示制度と相互に補完し合う関係にある情報提供施策と情報公表制度の充実を図り、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。
- 2 「情報提供施策」とは、広報紙の発行、インターネットのホームページ開設、行政資料の刊行、報道機関への情報提供など、請求によらずに、県がその保有する情報を任意に県民に提供する施策をいう。
- 3 「情報公表制度」とは、条例及び規則の公布、財政状況の公表、給与実態の公表など、県民からの請求によらずに、県が法令等により、その保有する情報を公表することが義務付けられている制度をいう。

(情報提供施策等の充実)

第 21 条 県は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を県民に積極的に提供するように努めるものとする。

2 県は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実に努めるとともに、県政に関する情報を公開する制度の整備に努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供施策及び情報公表制度の充実について定めたものである。

〔解釈〕

1 第 1 項

「広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実」とは、県政だより、テレビ・ラジオ、新聞、インターネット等を通じ、広報活動の量的充実、質的な向上に努めることをいう。

「刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等」とは、統計書、白書類、調査・報告書、事業概要等の行政資料を宮城県図書館、県政情報センター、県政情報コーナーに整備し、広く県民の閲覧に供するほか、写しの交付等情報の提供を行うことをいう。

2 第 2 項

「情報公表制度の内容の充実」とは、法令の規定により義務付けられている情報公表制度についても、より正確に、分かりやすく、利用しやすいものにするよう具体の公表の内容について充実に努めることをいう。

(設置等)

第22条 第14条第1項の規定による諮問又は情報の公開に関する事項についての諮問に応じ、審査請求等について調査審議するため、宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(組織)

第23条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第14条第2項の規定により提出された資料のほか、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に関する調査審議の会議の非公開)

第31条 第14条第1項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第32条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、第22条第2項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

(秘密の保持)

第33条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

〔趣旨〕

- 1 本章は、審査会の設置、組織、運営等について定めたものである。
- 2 第22条は、第14条第1項の規定による実施機関の諮問又は情報の公開に関する事項についての諮問に応じ、審査請求等について調査審議するため、知事の附属機関としての審査会を置くとともに、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に建議できることとしたものである。
- 3 第23条から第34条までは、審査会の組織、任期、会長、会議、審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の写しの送付等、調査会議の非公開、答申書の送付等、秘密の保持及び会長への委任について定めたものである。

〔解釈〕

1 第22条

- (1) 「第14条第1項の規定による諮問」とは、警察本部長を除くすべての実施機関の諮問ということである。審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外の実施機関からの諮問に対しても調査審議を行うものである。
- (2) 「情報の公開に関する重要事項」とは、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報の公開の総合的推進を図る必要な事項等をいう。

2 第27条

(1) 第1項

審査会において迅速で適切な判断が行えるようにするため、審査会委員が審査請求に係る行政文書を実際に見て（インカメラ審理）不開示とする理由となる情報が記録されているかの判断や開示範囲が適切かどうか等について審理することが適当であることから、審査会は、必要があると認めるときは、「開示決定等に係る行政文書」そのものについて諮問実施機関に対し、提示を求めることができる

こととしたものである。

(2) 第2項

諮問実施機関に対し、審査会から前項の規定による求めがあったときは、審議の公平性の観点から、必ず当該行政文書を提出しなければならない義務を課したものである。

(3) 第3項

「必要があると認めるとき」とは、当該行政文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該行政文書を実際に見分したとしてもなお生ずる適切な判断の困難性がある場合をいう。

なお、本条第3項の規定については、第1項の規定の場合と異なり第2項の規定は適用されないが、このことをもって、第3項の規定につき、審議会の求めを拒否するか否かの判断を諮問実施機関の裁量にゆだねようとする趣旨と解することは適切ではない。この条例が、審議会に本条第3項の権限を付与した以上、諮問実施機関はその求めに応ずるべきものである。

(4) 第4項

「その他必要な調査」とは、専門家から意見を聴取するなど審査会が審議の参考とするためにする調査をいう。

3 第29条

「意見書又は資料を提出することができる。」とは、審査請求人等が、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。

4 第30条

審査会に対し審査請求人等から提出された資料等の写しの送付、閲覧等の手続を定めたものである。

(1) 第1項

第1項の送付の対象となる意見書又は資料は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定により審査会へ提出された意見書及び資料である。

(2) 第2項

第2項の閲覧又は写しの交付の対象となる意見書又は資料は、第1項の対象となる意見書又は資料よりも範囲が広く、第1項の対象となる意見書及び資料に加え、第14条第2項又は第27条第4項の規定により審査会へ提出された資料も含まれる。

5 第33条

「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の委員には、法令上守秘義務について定めた明文の規定がないので、審査会の機能にかんがみ、審査会の委員に対し、守秘義務を課すことを条例上定めたものである。

6 第34条

第5章の情報公開審査会の運営に関し、第22条から第33条までの規定のほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるということである。

(行政文書の管理)

第 35 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の行政文書の管理に関する定めにおいては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第 36 条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

- 1 第 35 条は、情報公開条例の根幹をなす行政文書について、その適正かつ円滑な運用を確保するため、適正管理を実施機関の責務として定めたものである。
- 2 第 36 条は、行政文書開示制度を利用する県民の利便を図るため、行政文書の目録等行政文書の検索に必要な資料（以下「検索資料」という。）を作成し、これを県民の利用に供すること等を含め、行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便性を考慮した適切な措置を講ずることを実施機関の責務として定めたものである。

〔解釈〕

- 1 第 35 条第 2 項
 - (1) 「行政文書の管理に関する定め」とは、行政文書管理規則及び文書規程等をいう。
 - (2) 「一般の閲覧に供し」とは、情報公開の窓口に備え、県民が閲覧できるようにしておくことをいう。
- 2 第 36 条
「行政文書の特定に資する情報の提供」とは、文書分類表、文書管理目録等をいう。

〔運用〕

文書管理目録その他の検索資料の作成等に関する具体的な事務の取扱いについては、規則等及び事務取扱要綱の定めるところにより行うものとする。

(運用状況の公表)

第 37 条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例の運用状況について公表することを知事の責務として定めたものである。
- 2 本条は、情報を公開する制度の運用状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、施行の状況を県民に公表することにより情報を公開する制度の県民の適正な利用及び当該制度の健全な発展を推進する趣旨である。

〔運用〕

運用状況の公表は、規則等及び事務取扱要綱の定めるところにより行うものとする。

(出資団体等の情報公開)

第 38 条 県からの出資、出えん又は補助金等（補助金、交付金、負担金又は委託料をいう。以下同じ。）の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、その所管する出資団体等のうち次に掲げるものであって別に指定するもの（以下「特定出資団体等」という。）に関する行政文書の開示決定等を円滑かつ適正に行うため、特定出資団体等との協議に基づいて協定を締結することにより、当該特定出資団体等に係る開示請求があった場合において、当該開示請求に係る行政文書を保有していないときは、当該特定出資団体等に対し、当該開示請求の対象となった文書の提出を求めることができる。

(1) 資本金又は基本財産（基金を含む。）の額のうちに県からの出資又は出えんの額が占める割合が 4 分の 1 以上の出資団体等

(2) 県から一会計年度において受けた補助金等合計額が 5 千万円以上であって、当該会計年度における予算総額のうちに当該補助金等の合計額が占める割合が 2 分の 1 以上である出資団体等

3 前項の規定により特定出資団体等から提出があった文書は、第 2 章の規定の適用については、行政文書とみなす。

4 特定出資団体等は、この条例の趣旨に即して、第 2 項の規定により協定を締結するほか、その保有する情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

5 県は、出資団体等について、その目的及び業務の内容に応じ、当該出資団体等の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、県から出資等を受けた団体についても、出資等の公共性にかんがみ、情報の公開を推進すべきであることから、出資団体等の情報の公開に関して定めたものである。併せて出資団体等の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずることを県の責務として定めたものである。

〔解釈〕

1 第 1 項

県政運営の透明性の一層の向上を図るためには、実施機関のみならず、県から出資、出捐等の財政的援助等を受け、県政の補完的役割を果たしている団体においても、情報の公開が行われることが必要であることから、出資団体等の保有する情報の公開に努める必要があることを明らかにしたものである。

2 第 2 項

(1) 本条第 2 項の規定により実施機関から指定された特定出資団体等は、第 1 項に規定する出資団体等の中でも特に公共性が高く、当該特定出資団体等の保有する情報の一層の公開が求められる。このため、本条第 2 項では、実施機関にその所管する特定出資団体等に関する開示請求があり、当該実施機関が当該開示請求に係る行政文書を保有していないときは、当該実施機関は当該特定出資団体等に当該開示請求の対象となった文書の提出を求めて、当該文書を実施機関の行政資料として開示請求の対象とすることにより、当該特定出資団体等の保有する情報の公開を推進することについて定めたものである。

(2) 実施機関は、その所管する特定出資団体等に関する行政文書の開示決定等の手続を円滑かつ適正に行うため、当該特定出資団体等との協議に基づいて、当該特定出資団体等に関する開示請求の対象となった文書の提出を当該特定出資団体等に求めることについて必要な事項を定めた協定を締結するものとする。

3 第 3 項

第 2 条第 2 項に定める行政文書と言い得るためには、開示請求があった時点で実施機関が保有していることが要件とされるが、特定出資団体等の保有する情報の公開を推進するため、実施機関に、その所管する特定出資団体等に関する開示請求がなされた時点で、当該出資団体が当該開示請求に係る文書を保有しているときは、当該実施機関が当該文書を保有していなくても、これを行政文書として取り扱うこととし、第 2 章の規定を適用することとした。

4 第 4 項

本条第 4 項は、特定出資団体等は本条第 2 項の規定による協定を締結するほか、その保有する情報の公開に関する規程を自主的に定めることとし、当該情報の一層の公開に努めなければならないことを明

らかにしたものである。

5 第5項

県には、出資団体等の情報の公開の推進のため、必要な施策を講ずる責務があることを明らかにしたものである。

(指定管理者の情報公開)

第 38 条の 2 県が設置する公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即して、その保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

2 県は、その設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、公の施設の設置の目的及びその業務の内容に応じ、公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者について、公の施設の管理の公共性にかんがみ、情報の公開を推進すべきであることから、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関して定めたものである。また、併せて指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずることを県の責務として定めたものである。

〔解釈〕

1 第 1 項

県政運営の透明性の一層の向上を図るためには、実施機関や出資団体等のほか、県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者においても情報の公開が行われることが必要であることから、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を自主的に定めることとし、当該情報の一層の公開に努めなければならないことを明らかにしたものである。

2 第 2 項

県には、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進のため、必要な施策を講ずる責務があることを明らかにしたものである。

(委任)

第 39 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

〔趣旨〕

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

〔運用〕

- 1 各実施機関が規則等を制定し、又は改正する場合には、実施機関相互間で十分に連絡調整を図るものとする。
- 2 本条により知事が定めた規則等は、次のとおりである。
 - 情報公開条例施行規則
 - 県の発行する印刷物の販売に関する規則
 - 行政文書開示事務取扱要綱
 - 情報公開条例の解釈及び運用基準
 - 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱
 - 出資団体等の保有する情報の公表に関する要綱
 - 情報公開主任事務取扱要綱
 - 県の発行する印刷物の販売に関する事務取扱要領
 - 行政文書文書の写し等に対して負担しなければならない費用の告示

(罰則)

第 40 条 第 33 条の規定に違反して秘密を漏らした者は， 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

〔趣旨〕

本条は，情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。